

標準処理期間の未設定理由

番号 39

処 分 名	屋外広告業の登録の拒否
根 拠 法 令 名	松山市屋外広告物条例(平成11年条例第31号)
条 項	第35条第1項
所 管 課	都市デザイン課
【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がなく、審査基準及び標準処理期間を設定する実益がないため。	